

別紙 参加資格について

地方独立行政法人北海道立総合研究機構会計規程（平成22年4月1日規程第45号。）第27条の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定める。

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和7年度において地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和7年3月18日に一般競争入札の公告を行う畜産試験場放牧地等管理業務

(2) 資格

畜産試験場放牧地等管理業務の資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

畜産試験場放牧地等管理業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。）第3条に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 取扱規則第4条の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 北海道又は道総研が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 十勝総合振興局管内に本店、支店又は営業所（事業所を含む）を有すること。
- (8) 連合体の構成員が単独法人又は他の連合体の構成員として参加しない者であること。
- (9) 過去5年間に於いて、1に定める契約と概ね同規模の放牧地管理に係る作業受託事業又は農業農村整備事業における業務を受託あるいは施工した実績を有する者であること。

なお、4に定める一般競争入札参加資格審査申請日において契約期間中にあるものについては、契約不履行又は契約違反がないと認められること。
- (10) 業務に必要な機械を用意することができる者であること。
- (11) 業務内容に精通した作業員を従事させることができる者であること。
- (12) 作業員と兼務しない専任の業務処理責任者を従事させることができる者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に、基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和7年3月18日から令和7年3月25日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を持参提出することにより行われるものとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 申請書の提出先

名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場総務部総務課

郵便番号 081-0038

住 所 上川郡新得町字新得西5線39番地1

(4) 競争入札参加資格の公告及び申請書他関係書類様式の交付

資格審査の公告に当たっては、当場の掲示板に掲載するとともに地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場のホームページ(<https://www.hro.or.jp/list/agricultural/research/sintoku/>)に登載し、申請書他関係書類様式はホームページからダウンロードにより交付する。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 その他

(1) 審査を行った時は、審査結果を申請者に通知する。

(2) 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

(3) 提出された資料は返却しない。